

平成二十八年十月七日受領
答弁第一五号

内閣衆質一九二第一五号

平成二十八年十月七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員逢坂誠二君提出オバマ大統領が検討していた核兵器の先制不使用宣言構想に対する安倍首相の
発言に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員逢坂誠二君提出オバマ大統領が検討していた核兵器の先制不使用宣言構想に対する安倍首相の発言に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「核の傘」については、確立した定義があるとは承知していないが、一般に、ある国の有する核抑止力が、他国の安全保障のために提供されることをいうものと承知している。

二について

お尋ねの「「核の傘」が発動される」の意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難である。

三、六及び七の後段について

御指摘の「核兵器の先制不使用宣言構想」、 「核兵器の先制不使用宣言」及び「核兵器の先制不使用構想」に関し、米政府はいかなる決定も行っていないと承知しており、政府としてコメントすることは差し控えたい。

四及び五について

お尋ねの「日本の主権下で核兵器の使用が行われる」の意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難である。

七の前段について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、政府としては、核兵器のない世界の実現を目指すに当たり、我が国の安全保障及び国際的な安全保障を損なうことはあってはならないと考えている。